

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第125条の2第4項	区画整理会社の設立認可の取消	市街地整備課

- 1 処分基準は、土地区画整理法第125条の2第1項、第2項、第3項及び第4項に基づくものとする。